

倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第 1 条 公益財団法人三菱 UFJ 技術育成財団（以下「当財団」という。）は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に応える事業運営に当たるものとする。

(社会的信用の維持)

第 2 条 当財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(法令等の遵守)

第 3 条 当財団は、関連法令及び当財団の定款、倫理規程その他の規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営するものとする。

(私的利益の禁止)

第 4 条 当財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 5 条 当財団の役職員は、その職務の執行に際し、当財団との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示、その他当財団が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第 6 条 当財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基本財産の拠出者、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(守秘義務・個人情報の保護)

第 7 条 当財団は、法令等に基づく守秘義務を全うするため、業務上知り得た相手方の秘密及び個人情報を厳重かつ適切に管理しなければならない、また正当な理由やご本人の同意なく開示してはいけない。当財団の情報資産も業務以外の目的に利用してはならない。

(知的財産権の尊重)

第 8 条 当財団は、他人が所有する知的財産権を尊重し、これを侵害してはならない。

(反社会的勢力への対応)

第 9 条 当財団は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫く。

(株式の取引に対する注意)

第 10 条 当財団の役職員は、株式の取引について、インサイダー取引その他の不正がないように厳正に注意しなければならない。

(研鑽)

第 11 条 当財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規則遵守の監視)

第 12 条 当財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規則の遵守状況を監視する。

(改廃)

第 13 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成 23 年 9 月 29 日から施行する。